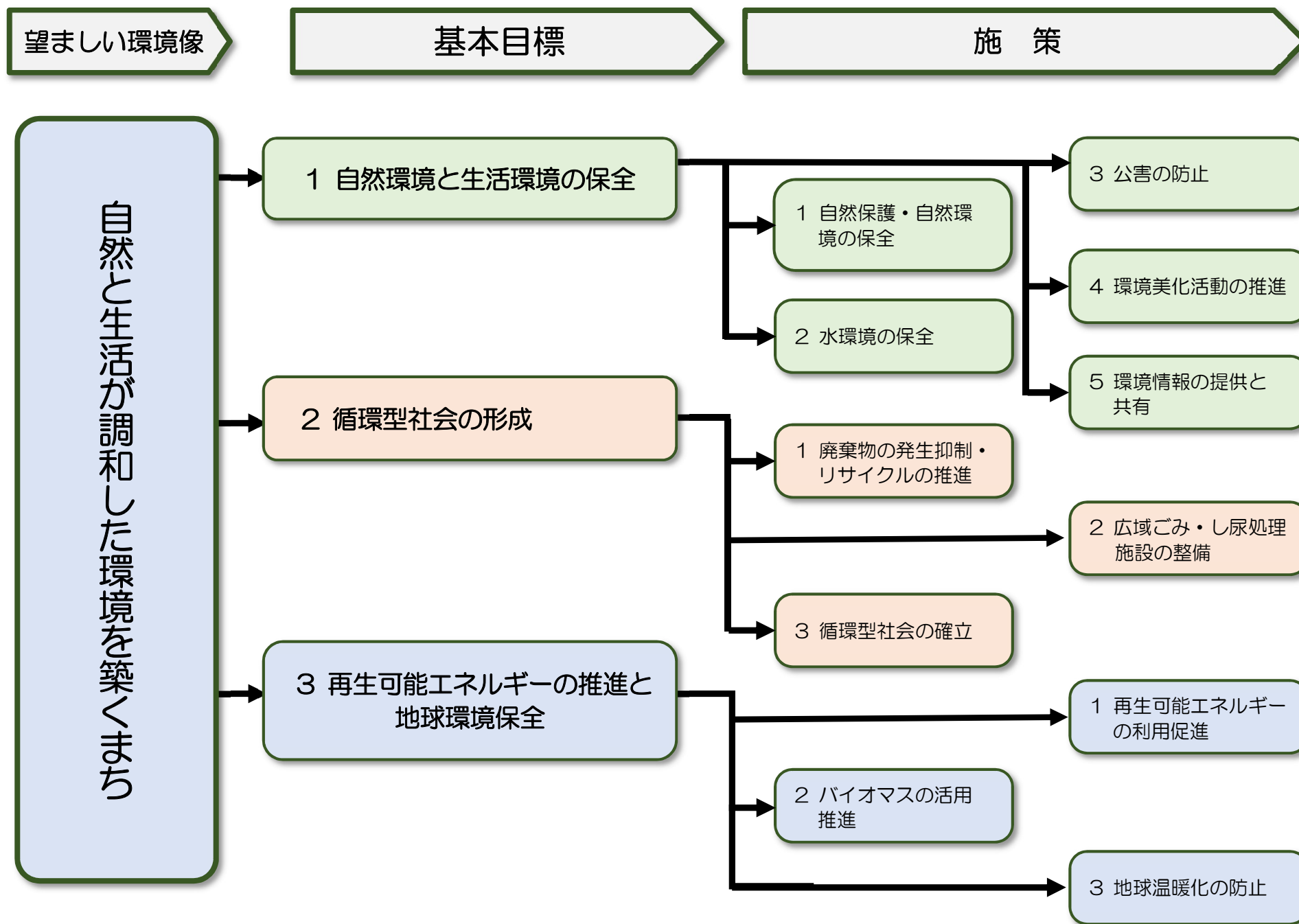


令和5年度

環境保全に関して講じた施策の実施状況

第2次甲斐市環境基本計画



目 次

基本目標①	自然環境と生活環境の安全	・ ・ ・ ・ ・	1 p
基本目標②	循環型社会の形成	・ ・ ・ ・ ・	18 p
基本目標③	再生可能エネルギーの推進と地球環境保全	・ ・ ・ ・	23 p
環境指標	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	30 p

基本目標①

自然環境と生活環境の安全

基本施策①

自然環境・生活環境の保全

基本施策②

水環境の保全

基本施策③

公害の防止

基本施策④

環境美化活動の推進

基本施策⑤

環境情報の提供と共有

基本施策	取組項目	事業内容	主な活動	担当課
①	自然環境の保護の推進	天然記念物等の貴重な自然を保護するため、市民参加型の環境保護活動を推進します。 また、自然観察会や自然を利用した場所での環境学習を推進します。	新たな市民参加型の環境学習として、平成 23 年度より「自然観察ツアー」と「自然観察会」を企画・実施し、自然保護や身近な自然を体験することにより、環境保護活動の意識高揚を促しています。 令和 5 年度については、「自然観察ツアー」を実施しました。 ○環境ツアー 「自然観察ツアー」では、富士山科学研究所及び富士湧水の里水族館にて、小学校低学年(小学 1～3 年生)の親子と共に、自然について学びました。 実施日：11 月 25 日(土) 参加者：16 組 32 人 自然環境保全地区管理として茅ヶ岳・観音峠景観保全地区及び自然記念物であるホッチ峠のマンジュウ石について巡視、管理を行いました。	環境課
	ホタルの生息環境づくり	河川の水質保全への意識を高めるため、市民等によるホタル生息環境づくりの環境活動に協力します。	市内で積極的なホタル保全活動をしている 2 団体について、その活動を支援するため、活動状況などの情報収集及び発信を行い、一部運営に協力しました。 ○ホタル保全活動団体 信玄堤ホタルゆめ銀河の会 米笠ホタル環境保存会(米笠ホタルまつり：6 月 10 日実施)	環境課
	特定外来生物への対応	特定外来生物の駆除に取り組むことで、既存生態系の保全を進めます。また、本来の生態系をかく乱する野生化したペットや外来種などの生き物について、関係機関と協力し、適切な対応を行います。	特定外来生物「オオキンケイギク」の駆除及びチラシ配布などの啓発活動を行いました。	環境課
	鳥獣被害への防止対策	鳥獣による農作物や生態系への被害について、必要に応じて有害鳥獣の適切な捕獲に	野生鳥獣による農林業等の被害防止対策を総合的かつ計画的に実施するため甲斐市鳥獣害防止対策協議会を設置し、各種事業に取り組みました。 令和 5 年度は次の事業に取り組みました。 ○県営中山間地域総合整備事業により設置した防止柵を修繕しました。	農林振興課

基本施策	取組項目	事業内容	主な活動	担当課
①		努めるなどの防止対策を支援します。	3件(敷島地区) ○令和5年度有害鳥獣捕獲実績 210羽(カラス74羽、スズメ32羽、ムクドリ41羽、ドバト61羽、オナガ2羽) 75頭(ニホンジカ32頭、イノシシ19頭、ハクビシン7頭、アライグマ13頭、アナグマ4頭) ○令和5年度管理捕獲実績 142頭(イノシシ22頭、ニホンジカ120頭)	
	景観施策の推進	「甲斐市景観計画」、「甲斐市景観条例」に基づき、市民等の理解と協力のもと、官民協働による景観づくりを進めていきます。	景観重要樹木第3号の指定に向け協議を行い、令和6年度に塩崎駅の北口駅前広場のサクラを指定する予定です。 第1号：竜王駅南口駅前広場のケヤキ、第2号：北口駅前広場のクスノキ ※景観重要樹木とは、市内に分布する名木・大木・古木などのうち、地域の景観形成に重要な役割を果たし、道路などの公共の場所から容易に見ることのできる樹木で、指定基準に基づき指定された樹木のことです。	都市計画課
	優れた眺望景観の保全・活用	市内には、富士山や茅ヶ岳などの眺望が素晴らしい場所が多く存在します。そのような場所を「甲斐市の良好な眺望場所」として選定し、保全・活用に向けた取組を進めるとともに、観光スポットとして活かしていく取組を行います。	眺望が素晴らしい場所を観光スポットとして活かす、次のような取り組みを行いました。 ・昇仙峡・ほしぞらナイトハイク：9月9日、参加者29人 ・御嶽古道ハイキング：4月30日、参加者：9人 ・御嶽古道トレラン&トレッキング：11月23日、参加者55人 御嶽古道イベントは御嶽古道の会、甲府市観光協会、昇仙峡観光協会、金櫻神社、アウトイングプロダクツエルク、登山道清掃ボランティア湯村山マナーズなどの団体と連携し行っています。 ・観光巡回バス： ◎初夏(梅もぎ体験、岩森のポピー畑等の無料巡回) 5月13・14日、利用者：171名(全2日間) 6月3・4日、利用者：203名(全2日間) ◎晩秋(ワイナリーコース) 12月10日、利用者：208名(1日間) (商工観光課)	商工観光課 都市計画課

基本施策	取組項目	事業内容	主な活動	担当課															
①			平成 27 年 4 月に制定した「甲斐市景観条例」に基づき、事業着手前に事業内容の確認を行い、良好な景観の保全・形成が図られるよう事業者に指導を行っています。 「甲斐市の良好な眺望場所」の選定を目指し、「私が好きな甲斐市の景色」として甲斐市内の良好な眺望場所の募集を継続しています。 令和 3 年度の木質バイオマス発電所建設計画などを受け、令和 5 年度も引き続き、甲斐市内の良好な景観の保全・活用を行っていくことを目的として、景観形成基準における色彩等の基準の見直しを進めています。 (都市計画課)																
	市街地における良好な景観の創出	市民や事業者の協力を得て、市街地景観や沿道景観を保全し、潤いややすらぎを感じられる都市空間の創造に取り組めます。	平成 27 年 4 月に制定した「甲斐市景観条例」に基づき、土地の開発や建築物などの行為に対し一定の制限を設けたことで、事前の協議や届出を行っていただき、事業内容を予め確認することで、良好な景観の保全・形成が図られています。 【令和 5 年度実績】 <table><tr><td></td><td>建築物</td><td>工作物</td><td>開発行為</td><td>計</td></tr><tr><td>事前協議</td><td>1 件</td><td>1 件</td><td></td><td>2 件</td></tr><tr><td>届 出</td><td>71 件</td><td>1 件</td><td>38 件</td><td>110 件</td></tr></table>		建築物	工作物	開発行為	計	事前協議	1 件	1 件		2 件	届 出	71 件	1 件	38 件	110 件	都市計画課
		建築物	工作物	開発行為	計														
事前協議	1 件	1 件		2 件															
届 出	71 件	1 件	38 件	110 件															
優良農地の保全及び利用の促進	農業振興地域内の農地の転用を規制し、農業の生産性向上のため農地の利用集積の円滑化を促進し、引き続き優良農地の確保・保全に努めます。	概ね 10 年を目標として策定している本市の農業振興地域整備計画において、農業の振興を図るべき区域を明らかにし、その土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進し、農業振興地域内の農地の転用の規制や優良農地の確保に努めています。 また、計画については、毎年随時見直しを行うとともに、概ね 5 年毎に総合見直しを実施しています。 農業委員会では、農家の高齢化や後継者不足による耕作放棄地の解消策として、農地の貸し借りが円滑に行えるよう農地銀行の設置や農地中間管理事業（農地の貸し借りを農地中間管理機構（公的機関）が仲介）を推進し、農地利用最適化推進委員等が農地の流動化と有効利用を図っています。 ○令和 5 年度の利用権設定件数は 47 件 ※利用権設定とは、市が農用地利用集積計画を定め、農業委員会の決定を経て計画が広告されることによる農業経営基盤強化促進法による農地の貸し借りのことです。	農林振興課																

基本施策	取組項目	事業内容	主な活動	担当課
①	認定農業者への支援と新規就農者の確保 【指標:1 認定農業者数】	本市の農業の中核を担う認定農業者など、意欲ある担い手を育成・支援します。また、農業者の高齢化による労働力不足に対応するため、農業生産法人や農業ボランティアなどの育成を促進するとともに、新たに農業参入に取り組む法人などへ就農相談や研修支援による新規就農者の確保に努めます	効率的・安定的な農業経営の育成を図るための長期かつ低利の資金である、農業近代化資金や農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の借入れを行うことができる認定農業者の育成に取り組んでいます。 また農業委員会では、令和5年度も農家の皆様が抱える農地に関する問題について、農業委員と行政書士による無料相談会を実施しました。 無料相談会：12月8日 【指標1：認定農業者数】 認定農業者数 48人 ※農業経営基盤強化促進基本法に基づいて、経営を改善しようと計画する農業者に対して、市が認定した農業者のことです。	農林振興課
	棚田・里地里山の景観保全	ふるさとの風景をつくる棚田を保全するため、市民団体等による活動を支援します。また、生活に密着した貴重な財産である里地里山について、人と自然との共生する場所として保全、活用を図ります。	○令和5年度敷島棚田等農耕文化保存協会会員40名 田植え、定期総会、イルミネーション他（年10回活動） ※当協会は、農耕文化の原点ともいえる棚田等の再生、保全、活用を目指し、農山村の再生と発展、地域社会への貢献のため活動を展開しています。	農林振興課
	都市農山村交流の推進 【指標2:都市農山村交流事業への参加者数】	中山間地域を中心とする地域の活性化を図るため、交流施設や農業体験施設などの整備・充実を進め、都市と農山村との交流を促進します。	都市農山村交流施設として、敷島地区の中山間地域において地元農家より遊休桑園を市が借り上げ、滞在型50区画と日帰り型27区画の農園(クライנגアルテン園)、クラブハウスが整備されています。 また、平成19年度からは、農事組合法人ゆうのう敷島を指定管理者とし、組合独自の様々な事業を行うなかで、都市と農山村の交流が行われています。 【指標2：都市農山村交流事業への参加者数】 ○実施事業 農産物直売、農業体験 他 ○農業体験・交流イベント参加者数 令和5年度：3,048人	農林振興課

①

基本施策	取組項目	事業内容	主な活動	担当課																								
	遊休農地や耕作放棄地の現状把握及び有効活用 【指標3:耕作放棄地】	農業の再生・振興事業を効果的に進めるために、遊休農地や耕作放棄地の現状を把握し、就業希望者への情報提供を積極的に行うとともに、有効活用策について調査・研究を行い、各種事業に取り組みます。また、作り手のいない農地を再生・利用する農業者を支援します。	毎年、甲斐市内の全農地を調査し、遊休農地の把握に努めています。遊休農地に関しては、農地銀行への登録や農地中間管理機構（農地の貸し借りを農地中間管理機構（公的機関）が仲介）への貸付斡旋を推進しています。 ○令和5年農地中間管理事業利用権賃貸借：5件（6,632㎡） 【指標3：耕作放棄地】耕作放棄地/甲斐市内全耕地面積 令和5年度2,931,849㎡/13,119,715㎡=22.4%	農林振興課																								
	森林機能の維持・保全	枝打ちや間伐等の手入れなど、森林整備計画に沿った指導を行うとともに、松くい虫被害に対して引き続き計画的に駆除を行うなど、森林の機能維持・保全に努めます。	木材生産の他、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の森林の機能の調和を図りつつ、適正な森林の造成を計画的かつ効率的に行いました。 <table><tr><th>年度</th><th>下刈り</th><th>植林等</th><th>松くい虫防除数量</th></tr><tr><td>令和元年度</td><td>8.48ha</td><td>-</td><td>440㎡</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>3.92ha</td><td>-</td><td>473㎡</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>2.05ha</td><td>-</td><td>466㎡</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>3.71ha</td><td>3.32ha</td><td>456㎡</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>4.9ha</td><td>5.6ha</td><td>446㎡</td></tr></table>	年度	下刈り	植林等	松くい虫防除数量	令和元年度	8.48ha	-	440㎡	令和2年度	3.92ha	-	473㎡	令和3年度	2.05ha	-	466㎡	令和4年度	3.71ha	3.32ha	456㎡	令和5年度	4.9ha	5.6ha	446㎡	農林振興課
	年度	下刈り	植林等	松くい虫防除数量																								
令和元年度	8.48ha	-	440㎡																									
令和2年度	3.92ha	-	473㎡																									
令和3年度	2.05ha	-	466㎡																									
令和4年度	3.71ha	3.32ha	456㎡																									
令和5年度	4.9ha	5.6ha	446㎡																									
森林の整備・資源活用の推進	森林環境譲与税を活用した森林経営管理制度を運用し、手入れのされていない森林の適正な管理を推進するとともに、間伐材等の利活用など、森林資源の循環利用を促進します。	本市、敷島地区打返自治会の森林整備促進のため、地域内の森林作業道の整備工事を実施しました。	農林振興課																									

基本施策	取組項目	事業内容	主な活動	担当課									
②	公共用水域の水質検査 【指標 4 : 平均 BOD 値が 3mg/L 以下の中小河川の割合】	市内の河川や小河川の水質を継続的に検査し、経年変化の把握と工場や生活排水による河川への影響を調査します。また、調査結果は公表するとともに、水環境の保全対策に活用します。	市内に流れる一級河川等について、環境省が定める「水質汚濁に関する環境基準」に関する水質検査を行いました。 また、検査結果は、広報誌や市ウェブサイトで公表しました。 ○人の健康の保護に関する環境基準 31 項目(10 地点) ○生活環境の保全に関する環境基準 10 項目(19 地点) 【指標 4 : 平均 BOD 値が 3mg/L 以下の中小河川の割合】 平均 BOD 3 mg/ℓ 以下 14 地点/河川・小河川 19 地点→14/19=73.7% ※BOD は川の汚れ具合を表し、数値が大きいほど川が汚れています。	環境課									
	市民等による河川清掃の実施	河川や水路の環境整備と水環境の保全を図るため、今後も市民等と連携して、河川清掃を継続して実施します。	清掃方法等の市の実施要領に基づき、各自治会単位で堰や水路等の清掃活動を行いました。 ○令和 5 年度実施日 ・竜王地区：4 月 21 日（日）・敷島地区：12 月 1 日（日）・双葉地区：7 月 7 日（日）	環境課									
	河川水質保全の啓発	広報誌・ウェブサイト等を通じて、河川水質の保全に対する市民意識の向上やモラルの向上を図り、ごみの不法投棄を抑制・防止します。	市内の河川や地下水の環境測定結果や、規格外ごみの有料収集などの情報等を広報誌・市ウェブサイトに掲載し、市民意識及びモラルの向上を図りました。	環境課									
	水路の整備	状況に応じた水路の整備や改修を行うとともに、適正な管理を行い、水辺の改善を図ります。	各自治会からの要望等に基づき、緊急性や必要性を勘案し、補助金、交付金を活用しながら随時、水路の改修・整備を行うとともに適正な維持管理に努めました。（建設課）（農林振興課） 令和 5 年度については、農業用水路 1 路線（全長 25.4m）の改修と高岩頭首工取水ゲート機電設備工事を行いました。（農林振興課）	農林振興課 建設課									
	公共下水道事業の推進 【指標 5 : 生活排水クリーン処理率】	公共下水道事業を推進するとともに、下水道への加入を促すことにより、河川の水質保全を推進します。	本市の全体計画整備面積 1802.8ha のうち、令和 5 年度までに 1,311.28ha（下水道整備面積 72.73%）の区域において下水道を整備しました。 《年度別整備面積と整備率》 全体計画整備面積 1802.8ha <table border="1"> <tr> <td></td><td>令和 2 年度</td><td>令和 3 年度</td><td>令和 4 年度</td><td>令和 5 年度</td></tr> <tr> <td>年度整備面積（ha）</td><td>12.50</td><td>12.68</td><td>5.72</td><td>15.08</td></tr> </table>		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	年度整備面積（ha）	12.50	12.68	5.72	15.08
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度									
年度整備面積（ha）	12.50	12.68	5.72	15.08									

基本施策	取組項目	事業内容	主な活動					担当課
			累計整備面積 (ha)	1,277.84	1,290.52	1,296.24	1,311.28	
			整備率 (%)	70.88	71.58	71.90	72.73	
②			【指標 5：生活排水クリーン処理率】 令和 5 年度末 浄化槽等処理人口調査から (下水道処理人口 60,194 人＋農排等 83 人＋コミュニティプラント 1,050 人＋浄化槽 8,002 人) ÷ 人口 76,333 人＝90.8%					
	地域し尿処理施設・農業集落排水処理施設の管理	地域し尿処理施設・農業集落排水処理施設より整備値排水の処理を行っている地区について、今後も引き続き施設の適正な維持管理を行い、水質浄化を図ります。	(地域し尿処理施設) 松島団地と双葉登美団地の 2 つの地区において、地域し尿処理施設（コミュニティプラント）により、地区全体の生活排水の処理を行っています。 このうち、双葉登美団地については、当該地区住民で組織する双葉登美団地污水处理施設管理組合が指定管理者となって管理・運営しており、松島団地は市が管理・運営を行っています。 2 地区とも、施設・機器等の定期的な保守点検・改修により、適正な排水処理を行っており、常に基準値内の処理水にして河川に放流しています。 (農業集落排水処理施設) 荒川上流部に位置する寺平地区の生活排水は、農業集落排水処理施設において処理しており、寺平地区全ての世帯（37 世帯）が加入しています。 施設・機器等の定期的な保守点検・改修により、適正な排水処理を行っており、常に基準値内の処理水にして河川に放流しています。					上下水道業務課 上下水道工務課

基本施策	取組項目	事業内容	主な活動	担当課																																
②	合併浄化槽設置の推進	公共下水道の計画区、農業集落排水処理区域、地域し尿施設処理区域以外の区域において、市が設置管理を行う合併浄化槽整備事業を推進します	本市では、廃棄物処理基本計画に基づく循環型社会形成推進地域計画を令和元年度に策定し、令和元年度から令和5年度までの5年間で第3次計画期間として、対象世帯数1,285戸のうち45戸に合併浄化槽を整備する計画をしました。平成20年から令和4年度までで、累計211戸の整備を行っています。また、令和5年度は循環型形成推進交付金を活用して3戸の整備を行いました。 <table><tr><td></td><td>平成20年～平成30年</td><td>平成31年(令和元年)</td><td>令和2年</td><td>令和3年</td><td>令和4年</td><td>令和5年</td><td>計</td></tr><tr><td>設置(戸)</td><td>203</td><td>1</td><td>2</td><td>1</td><td>4</td><td>3</td><td>214</td></tr><tr><td>移譲(戸)</td><td>41</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>41</td></tr><tr><td>計(戸)</td><td>244</td><td>1</td><td>2</td><td>1</td><td>4</td><td>3</td><td>255</td></tr></table>		平成20年～平成30年	平成31年(令和元年)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	計	設置(戸)	203	1	2	1	4	3	214	移譲(戸)	41	0	0	0	0	0	41	計(戸)	244	1	2	1	4	3	255	環境課
		平成20年～平成30年	平成31年(令和元年)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	計																												
	設置(戸)	203	1	2	1	4	3	214																												
移譲(戸)	41	0	0	0	0	0	41																													
計(戸)	244	1	2	1	4	3	255																													
浄化槽の適正指導	生活排水を適切に浄化するため、浄化槽設置世帯に対し適正な維持管理を促すための指導・啓発を行います。	浄化槽法定検査の結果をもとに、不適正と判断された設置者に対して、通知により指導を行いました。 ○指導通知送付数 <table><tr><td></td><td>令和元年</td><td>令和2年</td><td>令和3年</td><td>令和4年</td><td>令和5年</td><td>合計</td></tr><tr><td>通知送付数</td><td>25</td><td>35</td><td>25</td><td>26</td><td>32</td><td>143</td></tr></table>		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	合計	通知送付数	25	35	25	26	32	143	環境課																			
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	合計																														
通知送付数	25	35	25	26	32	143																														
安全で安定した水の供給の推進	本市の「水道ビジョン」に基づき、安全、安心な水を安定的に供給します。また、老朽化した水道施設については、計画的に改修・更新します。	主な施設整備事業として、西八幡配水場機電設備更新工事、双葉東小学校配水場機電設備新設工事、笠石配水区流量計更新工事などを行いました。 更新や新設を行うことにより、効率的な運転を行い、消費電力や環境負荷の低減に努めました。 老朽配水管の更新については、配水管布設替工事や下水道管渠整備との同時施工により、使用機材や資材の縮減を図り、環境に配慮した施工を行いました。	上下水道業務課 上下水道工務課																																	
③	環境測定事業の実施	公害や生活環境への影響等に関連する事項について環境測定を実施し、監視体制を強化します。また、測定結果に問題がある場合は、関係機関	環境に関する各種検査を実施しました。 また、検査結果は、広報誌や市ウェブサイトで公表しました。 ○河川水質検査 10地点 ○小河川水質検査 9地点 ○地下水水質検査 29地点 ○河川底質汚泥検査 3地点 ○土壌ダイオキシン類測定分析検査 2地点 ○自動車騒音常時監視 3地点	環境課																																

基本施策	取組項目	事業内容	主な活動	担当課
③		と協力して原因を究明するとともに、指導、是正等の対策を講じます。		
	工事等への指導	工場、事業所からの「ばい煙」、「排水」、「騒音・振動」等について、立ち入り調査等を実施し、規制基準を超過している場合は、関係機関と協力するなかで、是正のための指導を行います。	立ち入り調査を行った工場、事業所等はありませんでした。	環境課
	公害防止協定の締結	工場等に対して、公害防止に関する規制基準の遵守を指導するとともに、地域住民の健康と生活環境の保全の観点から必要と認められる場合は、公害防止協定の締結に努めます。	昭和 59 年度に公害防止協定を締結した 1 社から、同協定に基づき、同社における定期的な水質検査の実施・報告を継続して受けるとともに、本市への影響の把握に努めました。環境に関する各種検査を実施しました。	環境課
	不法投棄の監視体制の強化	不法投棄監視員の設置を継続し、定期的に地域のパトロールを行うとともに、警察や住民と連携して、監視体制の強化に努めます。	不法投棄監視員 29 名（竜王 2 名・敷島 20 名・双葉 7 名）を配置し、定期的なパトロールを実施するとともに、県の対策協議会と連携して、不法投棄物の撤去を行いました。	環境課

③

基本施策	取組項目	事業内容	主な活動	担当課																						
	苦情の相談窓口 【指標 6：公害苦情のうち指導改善した割合】	苦情相談には迅速に対応し、発生原因を調査するとともに、発生源者に適切な指導を行います。また、法や条例に基づく指導に該当しない場合は、近隣の生活環境に配慮するための助言や、申立人と発生源者との調整を行います。	令和 5 年度における野焼きや騒音等に関する苦情相談は 252 件あり、そのすべてを職員による現地調査や聞き取り調査等を行い、発生源者に是正が必要な案件については、指導を行いました。 ○令和 5 年度苦情件数 合計 252 件 （公害苦情調査） <table><tr><td>苦情内容</td><td>水の汚れ</td><td>野焼き</td><td>土壌汚染</td><td>悪臭</td><td>騒音</td><td>振動</td><td>地盤沈下</td><td>不法投棄</td><td>雑草等</td><td>合計</td></tr><tr><td>件数</td><td>2 件</td><td>27 件</td><td>0 件</td><td>11 件</td><td>5 件</td><td>0 件</td><td>0 件</td><td>49 件</td><td>158 件</td><td>252 件</td></tr></table> 【指標 6：公害苦情のうち指導改善した割合】 公害苦情のうち指導改善した割合 87.3%（252 件中 220 件解決）	苦情内容	水の汚れ	野焼き	土壌汚染	悪臭	騒音	振動	地盤沈下	不法投棄	雑草等	合計	件数	2 件	27 件	0 件	11 件	5 件	0 件	0 件	49 件	158 件	252 件	環境課
	苦情内容	水の汚れ	野焼き	土壌汚染	悪臭	騒音	振動	地盤沈下	不法投棄	雑草等	合計															
	件数	2 件	27 件	0 件	11 件	5 件	0 件	0 件	49 件	158 件	252 件															
あき地等の適切管理の指導	あき地等に繁茂する雑草について、土地等の所有者等に対して適正な管理を指導します。また、広報誌・ウェブサイト等により適正な管理を啓発します。	市民からの通報等により、適正な管理が行われていない土地等の所有者等に対し、「甲斐市あき地に繁茂する雑草の除去に関する条例」に基づき、雑草の除去等について指導を行いました。 また、前年度に指導対象となった土地等の所有者等に対し、雑草が繁茂し始める 6 月上旬に、一斉指導通知を送付しました。 ○5 年度実績 <table><tr><td></td><td>件 数</td><td>面 積</td></tr><tr><td>指 導</td><td>102 件 ※</td><td>約 83,878 m²</td></tr><tr><td>除 去</td><td>70 件</td><td>約 68,297 m²</td></tr></table> ※雑草等の苦情件数は 132 件でしたが、指導前に除草済みとなっている場合等があり、実際に指導に至ったのは 102 件です。		件 数	面 積	指 導	102 件 ※	約 83,878 m ²	除 去	70 件	約 68,297 m ²	環境課														
	件 数	面 積																								
指 導	102 件 ※	約 83,878 m ²																								
除 去	70 件	約 68,297 m ²																								
	ペットの適正飼育に向けた普及・啓発	犬や猫等のペットの適正飼育や動物愛護のため、飼い方のマナーやルールについて普及・啓発に努めます。	広報誌や市ウェブサイトを通じて、飼い方やマナー等の情報について随時、発信しました。 また、野良犬対策として、飼い犬不妊・去勢手術に対する補助金を交付し、猫については山梨県猫不妊等手術補助金を活用し、飼い猫及び飼い主のいない猫に対して不妊去勢手術補助金を交付しました。 ○令和 5 年度補助金交付件数 <table><tr><td></td><td>不妊</td><td>去勢</td><td>計</td></tr><tr><td>犬</td><td>98 頭</td><td>86 頭</td><td>184 頭</td></tr><tr><td>猫</td><td>253 頭</td><td>239 頭</td><td>492 頭</td></tr></table>		不妊	去勢	計	犬	98 頭	86 頭	184 頭	猫	253 頭	239 頭	492 頭	環境課										
	不妊	去勢	計																							
犬	98 頭	86 頭	184 頭																							
猫	253 頭	239 頭	492 頭																							

基本施策	取組項目	事業内容	主な活動	担当課
③	TNR 活動への対応	ボランティア団体等が行う、TNR 活動の支援について、調査研究を行います。	NPO 法人どうぶつ基金のさくらねこ無料チケットを活用し、飼い主のいない猫への不妊去勢手術を、協力団体をとおして行いました。 ○令和 5 年度チケット交付数 40 枚（うち使用数 11 枚）	環境課
④	環境美化清掃活動への支援 【指標 7:自治会における環境美化活動実施回数】	自治会における自主的な環境美化・清掃活動を推進するため、引き続き活動への支援を行います。また、ボランティア団体等が実施する清掃活動に対して、ごみ袋の提供等により支援します。	環境衛生事業補助金交付制度により、市内の 135 自治会（1 自治会辞退）に対し、世帯数に応じた補助金を交付し、地域における自主的な環境美化活動に対する経費負担の軽減を図りました。 また、ボランティア団体等が実施する清掃活動には、団体からの申し出により、ごみ袋を無料で提供しました。 【指標 7：自治会における環境美化活動実施回数】 ○令和 5 年度補助金交付額：10,007,000 円 ○自治会における環境美化活動回数：577 回（延べ 39,156 人参加）	環境課
	市内一斉クリーン清掃活動等の実施	市民やボランティア団体等による市内一斉のごみ拾い活動、クリーン清掃活動等の実施を目指し、市民等が参加しやすい環境美化活動の機会を提供します。また、流域自治体主催による富士川流域河川一斉清掃に、地域住民の参加を呼びかけ継続して取り組みます。	水環境の改善と河川美化、河川愛護の啓発を目的として平成 14 年より実施している富士川流域河川清掃を開催し、約 1,000 名の参加がありました。 実施日：令和 5 年 7 月 1 日	建設課

④

基本施策	取組項目	事業内容	主な活動	担当課												
	花と緑のあふれるまちづくりの推進	「甲斐市緑のまちづくり条例」に基づき、市民・地域・企業及びボランティア団体と連携して「花と緑のまちづくり運動」を推進し、公共施設、住宅、事業所や地域の花壇等への植花や植栽を進め、花と緑あふれるまちづくりを推進します。	市内の公共施設や道路沿い、広場などの花壇は「市花と緑のまちづくり推進協議会」で維持管理を行っています。春と秋の年2回、市内各地の花壇に植花を行い、年間を通して花壇の維持管理をしました。また、協議会の会員向けに研修会を実施し、緑化意識の高揚を図りました。 ○開催日：6月6日(春開催)、11月2日(秋開催) <table><tr><td></td><td>令和元年</td><td>令和2年</td><td>令和3年</td><td>令和4年</td><td>令和5年</td></tr><tr><td>協議会加盟団体数</td><td>71 団体</td><td>71 団体</td><td>71 団体</td><td>69 団体</td><td>69 団体</td></tr></table>		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	協議会加盟団体数	71 団体	71 団体	71 団体	69 団体	69 団体	都市計画課
		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年										
	協議会加盟団体数	71 団体	71 団体	71 団体	69 団体	69 団体										
都市公園の整備 【指標8:市民一人当たりの都市公園面積】	山梨県緑化センター跡地を活用した（仮称）篠原地区公園の整備を推進するとともに、既存公園の配置状況や今後の人口動向を勘案しつつ、公園未整備地区への都市公園の整備を検討します。また、既存市立公園等に対する都市公園の位置づけを図ります。	（仮称）篠原地区公園については、令和4年度に実施した設計基礎調査及びサウンディング業務委託を元に、公園及び建築物の本設計を実施しました。 【指標8：市民一人当たりの都市公園面積】 <table><tr><td></td><td>令和元年</td><td>令和2年</td><td>令和3年</td><td>令和4年</td><td>令和5年</td></tr><tr><td>一人当たりの面積</td><td>7.2 m²/人</td><td>7.2 m²/人</td><td>7.2 m²/人</td><td>7.2 m²/人</td><td>7.2 m²/人</td></tr></table> ※都市公園面積 54.51ha/令和5年3月末人口 76,273 人 ÷ 7.1 m ² /人		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	一人当たりの面積	7.2 m ² /人	7.2 m ² /人	7.2 m ² /人	7.2 m ² /人	7.2 m ² /人	都市計画課	
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年											
一人当たりの面積	7.2 m ² /人	7.2 m ² /人	7.2 m ² /人	7.2 m ² /人	7.2 m ² /人											
身近な憩いの場の設置	土地所有者の理解を得て、花の名所、社寺林、遊休地、ため池などの緑を活かした、身近で自然に親しめる憩いの場の設置を推進します。	「さくらの花を守る会」が茅ヶ岳東部広域農道（さくら花甲斐道）沿いの桜の木に施肥や除草等を行い引き続き管理しました。 また、「花と緑のまちづくり推進協議会」では市内各地の花壇の管理を行い、身近で自然に親しめる憩いの場を維持しています。 花壇設置状況 <table><tr><td></td><td>令和4年</td><td>令和5年</td></tr><tr><td>国・県</td><td>17 箇所</td><td>17 箇所</td></tr><tr><td>市</td><td>79 箇所</td><td>79 箇所</td></tr><tr><td>民地など</td><td>44 箇所</td><td>44 箇所</td></tr></table>		令和4年	令和5年	国・県	17 箇所	17 箇所	市	79 箇所	79 箇所	民地など	44 箇所	44 箇所	都市計画課	
	令和4年	令和5年														
国・県	17 箇所	17 箇所														
市	79 箇所	79 箇所														
民地など	44 箇所	44 箇所														

基本施策	取組項目	事業内容	主な活動				担当課						
			合計	140 箇所	140 箇所								
④													
	緑のカーテンの普及	断熱効果や二酸化炭素の吸収等の多面的な効果が期待される、ゴーヤやアサガオなどのつる性植物による「緑のカーテン」の設置を呼びかけます。また市民、事業所での取組を推進します。	市役所本館・新館や図書館等の公共施設において、緑のカーテンに取り組みました。				環境課						
	ポケットパークの設置	主要な交差点や道路、河川沿いなどにおいて、整備後の残地を利用したポケットパークの設置を推進します。	竜王駅周辺整備に伴い設置された、3 箇所のポケットパークを管理しており、平成 24 年度から、県事業の貢川の河川改修に併せて設置された 1 ヶ所を山梨県と管理協定を締結し、管理しています。 ○市内ポケットパーク設置数: 4 箇所				都市計画課						
	緑の情報提供	花や紅葉などの季節の情報や、市民・企業の活動状況、緑化施策の内容などの情報について、広報誌やウェブサイト等により幅広い情報の提供に努めます。	市の花である「サクラ」の PR イベント「甲斐市サクラまつり」を赤坂台総合公園で開催しました。祭り期間中の夜間は、商工会主催の「信玄堤のさくらライトアップ」と同時開催という形で公園内のサクラの樹をライトアップすることで幻想的な光景を演出し、市民がサクラを愛で、より親しむことができる機会の創出につとめました。 <table><tr><td>事業</td><td>広 報 誌</td><td>市ウェブサイト</td></tr><tr><td>甲斐市サクラまつり (3/24～4/7)</td><td>イベントパンフレットを全戸配布</td><td>イベントの詳細情報を掲載</td></tr></table> (商工観光課)				事業	広 報 誌	市ウェブサイト	甲斐市サクラまつり (3/24～4/7)	イベントパンフレットを全戸配布	イベントの詳細情報を掲載	商工観光課 都市計画課
事業	広 報 誌	市ウェブサイト											
甲斐市サクラまつり (3/24～4/7)	イベントパンフレットを全戸配布	イベントの詳細情報を掲載											

基本施策	取組項目	事業内容	主な活動	担当課																		
④			年間を通じて、緑化に関する基準、生け垣設置補助の推進、緑化記念樹の交付、甲斐市花と緑のまちづくり推進協議会に関する情報提供を行いました。																			
			また、市の花「サクラ」をPRする「甲斐市サクラまつり」について、新型コロナウイルス感染症の影響により、感染対策に配慮したイベントを開催しました。																			
			<table><tr><td>事業</td><td>広報誌</td><td>市ウェブサイト</td></tr><tr><td>開花状況</td><td>なし</td><td>開花時期に掲載</td></tr><tr><td>生け垣・花壇補助</td><td>年1回</td><td>常時掲載中</td></tr><tr><td>記念樹の交付</td><td>年1回</td><td>常時掲載中</td></tr><tr><td>花と緑のまちづくり推進協議会</td><td>年1回</td><td>常時掲載中</td></tr><tr><td>甲斐市サクラまつり</td><td>サクラスポットの紹介や、イベントパンフレットを全戸配布</td><td>イベントの詳細情報を掲載</td></tr></table>		事業	広報誌	市ウェブサイト	開花状況	なし	開花時期に掲載	生け垣・花壇補助	年1回	常時掲載中	記念樹の交付	年1回	常時掲載中	花と緑のまちづくり推進協議会	年1回	常時掲載中	甲斐市サクラまつり	サクラスポットの紹介や、イベントパンフレットを全戸配布	イベントの詳細情報を掲載
			事業		広報誌	市ウェブサイト																
			開花状況		なし	開花時期に掲載																
			生け垣・花壇補助		年1回	常時掲載中																
			記念樹の交付		年1回	常時掲載中																
			花と緑のまちづくり推進協議会		年1回	常時掲載中																
甲斐市サクラまつり	サクラスポットの紹介や、イベントパンフレットを全戸配布	イベントの詳細情報を掲載																				
(都市計画課)																						
⑤	三位一体によるより良い環境づくり	本市の施策を効率的かつ効果的に推進するためには、従来の行政主体の運営から、市民、事業者、市の協働による取組が重要となります。特に身近な環境の維持保全には、市民や地域、事業者の参画が必要となることから、甲斐市まちづくり基本条例などに基づき、三位一体によるより良い環境づくりに取り組みます。	甲斐市まちづくり基本条例に基づき、協働のまちづくりを推進するため、市ウェブサイトにもパブリックコメント実施予定案件に関する記事を掲載し、パブリックコメント制度について広く周知を行いました。	経営戦略課																		
			○令和5年度パブリックコメント実施件数12件																			

基本施策	取組項目	事業内容	主な活動	担当課
⑤	各種団体との連携強化	本市には、環境保全活動を積極的に実施する NPO 法人、ボランティア団体等が存在します。これらの団体がより効果的な活動が得られるよう、情報交換や相互交流など、相互に連携する場の確保に努めます。	NPO 法人、ボランティア団体について、国や県等からの情報を収集し、社会福祉協議会との連携に努めました。 (主たる事業所が甲斐市にあり、活動内容に環境保全を掲げる NPO 法人数 9 団体) 女性団体連絡会情報誌「ほほえみ」に、生ごみひとしぼり運動や地域清掃活動の記事を掲載しました。	市民活動支援課
	自治会組織の活性化	各地域の住民が自発的に地域の環境を考え、自主的な環境保全活動を推進するため、自治会組織の活性化を支援します。また、自治会の要望や意向を集約し、行政との連絡調整を図ります。	自治会の自主的かつ活発な活動を促すため、全ての自治会に対して行政連絡調整費交付金を交付しました。(令和 5 年度行政連絡調整費交付金総額：30,237,300 円) 自治会連合会と連携して「自治会加入促進ハンドブック」の改訂版を作成しました。	市民活動支援課
	環境教育の推進	創甲斐教育の施策内容である環境副読本を活用した学習や、環境講座、親子で参加する体験学習等を開催し、学校教育と連動した環境教育を推進します。	本市の直近の環境データ等を掲載しながら、様々な環境問題や取り組み等を紹介した環境副読本「わたしたちの街 甲斐」を作成し、小学校 5 年生に配布しました。(環境課) 市教育委員会で作成している社会科副読本「わたしたちの甲斐市」を市内小学校の 3、4 年生に配布し授業で活用しています。 4 年生ではごみ、水について取り上げ、小学校中学年から環境問題について関心を持たせています。5 年生では、水、電気、ガス、温暖化、公害など身近な教材を用いて調べたり考えさせたりしています。 社会科副読本の中で紹介しているゴミ処理施設の見学も校外学習という形で実施しています。(学校教育課)	環境課 学校教育課
	環境に関する各種イベントの企画	環境講座、環境ツアー等を企画し、市民、児童・生徒、	例年、環境に関する意識の向上や地球温暖化や省エネ、自然環境の保全をテーマとした市民参加型の講座等を開催しています。	環境課

基本施策	取組項目	事業内容	主な活動	担当課
⑤	【指標：9: 環境学習イベント延べ参加人数】	事業者への情報の提供や環境保全意識の啓発を図ります。	令和5年度は、やはたいもの連作障害に関する環境講座や、環境ツアーとして、相模原市南清掃工場及び宮ヶ瀬ダムの見学を行いました。 ○環境講座「やはたいもの連作障害の改善に向けて」 実施日：令和6年3月18日(月) 参加者：32名 ○環境ツアー「親子環境ツアー」相模原市南清掃工場と宮ヶ瀬ダム 実施日：11月20日(月) 参加者：10組21名 【指標9：環境学習イベント延べ参加人数】53人	
	環境に関する情報の提供	環境に関するトピックスや最新情報、イベント開催等の情報を提供します。また、公聴の充実を図り、市民の要望の反映に努めます。	令和5年度も引き続き、広報誌で環境に関する情報を発信するとともに、市ウェブサイトの充実に努めて、市民との情報の共有を図りました。	環境課

基本目標②

循環型社会の形成

基本施策①

廃棄物の発生抑制・
リサイクルの推進

基本施策②

広域ごみ・し尿処理
施設の整備

基本施策③

循環型社会の確立

基本施策	取組	事業内容	主な活動	担当課
①	ごみ減量化の推進 【指標 11：一日一人当たりのごみ排出量】	リデュース(ごみを減らす)やリフューズ(ごみの元となるものを受け取らない)の情報発信を行い、ごみの発生抑制を促すとともに、ごみの分別収集の徹底により、資源物の割合を増やし、最終処分されるごみの減量化を推進します。	自治会を通じてごみカレンダーの市内全戸配布、広報誌への掲載により、ごみの収集日や区分別の内容、注意事項等を周知し、市民の適正なごみの分別・収集を促しました。 【指標 11：一日一人当たりのごみ排出量】 $\frac{\text{一般ごみ排出量}}{\text{日数} \times \text{令和 5 年度末人口}} = \frac{14,925,800,000\text{g}}{366(\text{日}) \times 76,273 \text{ 人}} = 534.6\text{g}$	環境課
	生ごみの減量化	家庭から排出される生ごみについて、ごみの減量化と有機肥料としての有効利用のため、生ごみ処理機の購入に対して支援します。また、家庭でも気軽にできる生ごみの処理方法について、引き続き実証実験を行っています。	市民の生ごみ処理機の購入に対する補助金交付制度(補助金の額：購入費の 2 分の 1 (限度額 2 万円))を設け、一般家庭における生ごみの減量化・肥料化を促しました。 ○令和 5 年度実績：48 件 (686,500 円)	環境課
	資源物の回収 【指標 10：ごみのリサイクル率】	リサイクル率の向上を目指し、自治会や育成会が行う資源物の回収活動に対して支援します。また、市内 3 ケ所にあるリサイクルステーション 22 の利用促進や新たなリサイクル品目の回収について調査研究を行います。	資源再利用(有価物回収)運動報奨金交付制度により、自治会や育成会、老人クラブ等 114 団体が行うリサイクル活動に対して、5 円/kgの報奨金を交付しました。 また、市民に資源リサイクルステーションの利用を促すため、市内スーパーでのチラシの配布や市ウェブサイト・広報誌において、リサイクルステーションの利用や収集方法等について周知しました。	環境課

基本施策	取組	事業内容	主な活動	担当課
①		対象とした取り組みを推進します。	小学校では、社会科の「健康な暮らしとまちづくり・ゴミはどこへ」の学習の中で、中学校では、家庭科の「食生活と環境のかかわり」の学習の中で、食品ロスについて考える学習をしています。これらの学習時に栄養教職員が授業に参加し、給食の残菜を教材として、食品ロスの実態や食品ロスを減らすために自分たちにできることを考える学習に取り組んでいます。 栄養教職員からは、人数に合わせた計画的な食材の購入や栄養バランスに配慮した献立、地域の食材を大切にする地産地消の取り組みなど、食品ロスを減らすための給食での工夫を伝えています。授業の他にも給食時に学級を訪問し、食品ロス削減につながるよう、声かけや指導を行っています。 調理員は調理の過程で無駄な廃棄を出さないよう、丁寧に食材を扱い、調理方法にも工夫を心掛けています。人参等の葉がある場合には、飼育しているうさぎの餌などにも使っています。 また、栄養教職員が毎日の残菜量の計量を行い、メニューの改善等を行っています。 (学校教育課)	
	海洋プラスチックごみ等の削減	河川清掃、地域清掃活動等により、プラスチックごみの散乱を防ぎ、河川から海洋へ流出するプラスチックごみの削減を図ります。	清掃方法等の市の実施要領に基づき、各自治会単位で堰や水路等の清掃活動を行いました。 ○令和 5 年度実施日(再掲) ・竜王地区：4 月 21 日（日）　・敷島地区：12 月 1 日（日）　・双葉地区：7 月 7 日（日）	環境課
②	広域処理施設の維持管理等	各広域処理施設の状況に応じ、施設のあり方を含め、適切な維持管理等がされるよう提言を行います。また、県内自治体で構成する一般廃棄物最終処分場の運営について、協議会に参画し、必要な検討を行います。	峡北・中巨摩・峡南地域におけるごみ処理施設について、新たに整備する 1 施設に集約し、令和 13 年度までに共同処理を開始する旨の基本合意を平成 29 年度に締結しました。なお、新たな一部事務組合の立ち上げに向けた協議会設立などに協力しました。峡北広域新し尿処理施設については、令和 11 年度からの稼働に向けて動いています。	環境課

基本施策	取組	事業内容	主な活動	担当課																		
	し尿の適切な処理の推進【指標 12：下水道整備面積】	し尿処理方法について、公共下水道や合併浄化槽の普及を進め、広域排水処理の改善を図ります。	公共下水道、農業集落排水処理事業、地域し尿処理施設、市町村設置型合併浄化槽整備事業において、それぞれ事業の推進・維持管理等により、適正なし尿の処理を進めています。 【指標 12：下水道整備面積】 下水道整備面積 72.7% (下水道工務課業務課)	環境課 上下水道業務課																		
③	剪定枝の回収	家庭にある庭木等の剪定枝の回収を引き続き行い、可燃ごみとなることを防ぐとともに、チップの有効活用を図ります。	市内 2 か所の剪定枝処理場において、市民が持ち込む剪定枝や市公共施設の剪定枝を受入れて粉碎・チップ化し、希望者に配布しました。 ○令和 5 年度実績 <table><tr><th rowspan="2">処理場</th><th colspan="2">持ち込み</th><th rowspan="2">搬出</th></tr><tr><th>件数</th><th>数量</th></tr><tr><td>西八幡剪定枝粉碎場</td><td>3,811 件</td><td>400.3 t</td><td>396 件</td></tr><tr><td>自然休養村管理センター</td><td>1,166 件</td><td>135.7 t</td><td>250 件</td></tr><tr><td>計</td><td>4,977 件</td><td>536.0 t</td><td>646 件</td></tr></table>	処理場	持ち込み		搬出	件数	数量	西八幡剪定枝粉碎場	3,811 件	400.3 t	396 件	自然休養村管理センター	1,166 件	135.7 t	250 件	計	4,977 件	536.0 t	646 件	環境課
	処理場	持ち込み			搬出																	
件数		数量																				
西八幡剪定枝粉碎場	3,811 件	400.3 t	396 件																			
自然休養村管理センター	1,166 件	135.7 t	250 件																			
計	4,977 件	536.0 t	646 件																			
	脱炭素型都市づくり	市の公共施設について、再生可能エネルギー設備の導入効果（費用対効果）を評価し、必要に応じた設備の設置を推進します。	令和 6 年 3 月に甲斐市立地適正化計画を策定しました。今後も、計画の運用を通して都市機能の集積を推進するとともに、公共交通事業との連携を通じて脱炭素型コンパクトシティの形成に向けて取り組みを続けます。 (都市計画課) 甲斐市地域公共交通計画の策定に向け、公共交通ネットワークの再編と利便性向上を目指し、公共交通プロジェクトマネジメントの調査・研究を行いました。 (経営戦略課) 国が募集する「第 3 回脱炭素先行地域」に応募し、令和 5 年 4 月 28 日に選定されました。応募した脱炭素先行地域計画提案内容に基づき、対象となる公共施設の脱炭素化に向けた取り組みを実施します。 ※脱炭素先行地域とは、2050 年のカーボンニュートラルに向けて、民生部門(家庭部門及び業務その他部門)の電力消費に伴う CO2 排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の 2030 年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域です。全国で少なくとも 100 カ所が選定される予定です。 (脱炭素社会推進室)	経営戦略課 都市計画課 脱炭素社会推進室																		

基本目標③

再生可能エネルギーの推進と地球環境保全

基本施策①

再生可能エネルギーの
利用促進

基本施策②

バイオマスの活用推進

基本施策③

地球温暖化の防止

基本施策	取組	事業内容	主な活動	担当課						
①	公共施設への再生可能エネルギーの導入	市の公共施設について、再生可能エネルギー設備の導入効果（費用対効果）を評価し、必要に応じた設備の設置を推進します。	木質バイオマス発電所の排熱を周辺公共施設の化石燃料に代わるエネルギーとして活用する、甲斐市バイオマス産業都市構想に掲げる「木質バイオマス公共施設熱供給プロジェクト」の実施に向けた検討を行いました。 また、公共施設に太陽光発電設備の設置を行うため、導入可能性調査を実施しました。 (脱炭素社会推進室) 公共施設について温度設定の適正管理等、節電対策を実施するとともに、再生可能エネルギーの導入を推進しています。 ● ソーラーパネルを設置して発電した電力を活用しました。 <table><tr><th>イベント名</th><th>内容</th></tr><tr><td>竜王駅森のイルミネーション</td><td>国道 52 号から国道 20 号の街路樹をイルミネーション</td></tr><tr><td>甲斐市サクラまつり</td><td>ドラゴンパーク約 260 本のサクラをライトアップ</td></tr></table> ● 公共施設のソーラーパネル設置箇所 23 ヶ所 玉幡公園、竜王駅、釜無川レクリエーションセンター、竜王庁舎、竜王小学校、竜王北小学校、双葉体育館、敷島庁舎、竜王中央保育園、島上条公園、竜王東保育園、敷島保育園、竜王北保育園、竜王西保育園、竜王保健福祉センター、敷島南小学校、竜王小学校、敷島中学校、竜王中部公園セミナーハウス、竜王図書館、塩崎駅、やはた公園、双葉西保育園	イベント名	内容	竜王駅森のイルミネーション	国道 52 号から国道 20 号の街路樹をイルミネーション	甲斐市サクラまつり	ドラゴンパーク約 260 本のサクラをライトアップ	脱炭素社会推進室 環境課 総務課 敷島支所市民地域課 双葉庁舎市民地域課 生涯学習文化課
	イベント名	内容								
	竜王駅森のイルミネーション	国道 52 号から国道 20 号の街路樹をイルミネーション								
甲斐市サクラまつり	ドラゴンパーク約 260 本のサクラをライトアップ									
再生可能エネルギー賦存量の調査	化石燃料等による電力供給の依存を脱却するため、本市における再生可能エネルギーの賦存量を調査し、新たなエネルギーの可能性を予測・評価します。	地域の再生可能エネルギー導入ポテンシャルなどを整理の上、市における温室効果ガス削減目標を定めるとともに、再生可能エネルギー導入に向けた調査・研究を行いました。	脱炭素社会推進室							
	新エネルギーに関する普及・啓発	ウェブサイトや広報誌、環境学習等を通じて、新エネルギー	平成 20 年度から実施している親子環境ツアーでは、例年、「新エネルギー」をテーマとして環境、新エネルギーについて学習しています。	環境課						

基本施策	取組	事業内容	主な活動	担当課
		ギーに関する情報の提供、普及・啓発に努めます。	令和 5 年度は、「親子環境ツアー」にて、宮ヶ瀬ダムにて水力発電について学んだり、相模原市南清掃工業でゴミのリサイクルについて学んだりしました。 ○「親子環境ツアー」相模原市南清掃工場と宮ヶ瀬ダム 実施日：11 月 20 日(月) 参加者：10 組 21 名	
①	メガソーラー発電所の適正設置及び維持管理の指導 【指標 14：メガソーラー発電所の維持管理に係る立入調査の回数】	メガソーラー発電所の設置については、県条例に基づき景観・自然環境の保全、防災等の安全性に配慮するよう適正な設置及び維持管理を指導します。	令和 2 年 3 月にメガソーラー事業者と締結した環境保全協定に基づく立ち入りのほか関係課において定期的巡回を実施し、既に稼働しているメガソーラー発電所に対して適正な維持管理について指導を行いました。 【指標 14：メガソーラー発電所の維持管理に係る立入調査の回数】 メガソーラー発電所の維持管理に係る立入調査の回数 3 回	環境課
②	木質系バイオマスの利用促進	間伐材等を利用した製品の開発・製造について調査を行い、木質系バイオマスを利用した事業の展開を検討します。また、間伐材等の燃料化について研究し、ペレットストーブ、ペレットボイラー等の利用促進を研究します。また、バイオマス産業都市構想に基づき、木質バイオマス発電事業の推進を図ります。	地域の間伐材・林地残材等を活用した木質バイオマス発電プロジェクトについて、令和 5 年 11 月 1 日より、民間事業者において木質バイオマス発電所の運転を開始されました。	脱炭素社会推進室

基本施策	取組	事業内容	主な活動	担当課
②	木質バイオマスを活用した熱供給の推進	木質バイオマス発電施設から出る排熱を利用し、周辺に立地する公共施設への供給や、農業振興を図る熱供給事業の実現化を目指した取組を推進します。	木質バイオマス発電所の排熱利用について、周辺公共施設の脱炭素化実現のため、発電事業者や関係業者等と連携を図り、調査・研究を行いました。	脱炭素社会推進室
	公共事業等における地場産材	公共事業や公共施設の建設・改修工事において、県産材の利用を促進し、地域産業の活性化に努めます。	(仮称) 篠原地区公園については、建築物内部の一部部材に県産材を利用する設計を実施しました。 また、屋内遊具などへの利用については、今後も検討していきます。 (農林振興課)(都市計画課)	都市計画課 農林振興課
	食品廃棄物の有効活用 【指標 13：バイオマスセンターへの家庭ごみ持込】 【指標 15：バイオマスセンター利用者の延べ人数】	バイオマス産業都市構想に掲げた液肥・堆肥活用農業振興プロジェクトを推進するため、市立保育園・小中学校・給食センターなどから排出される給食残渣の有効利用を推進します。併せて、一般家庭などから排出される食品廃棄物を肥料化し、有効利用の実現化を目指した取組を推進します。	平成 26 年度から稼働し、市内の小中学校及び保育園（全 16 施設）の給食残渣を回収し液肥化しました。また、令和元年度に生ごみの堆肥化装置を新たに導入し、令和 2 年度から稼働しております。 令和 5 年度は 45,087 kg の残渣を回収し、50,276 ℓ の液肥を生成しました。できあがった液肥は、市民向けの無料配布会で 50,076 ℓ 提供しました。生ごみ堆肥については、試運転期間中の 1 次発酵分で約 100 kg の堆肥を生成しました。液肥の成分については、窒素とカリウムの割合が高いため、葉や根を生長させて収穫する植物に効果が大いと考えられるとの結果がでました。 【指標 13：バイオマスセンターへの家庭ごみ持込】 バイオマスセンターへの家庭生ごみの持込延べ人数 425 人(令和 5 年度月平均 35 人) 【指標 15：バイオマスセンター利用者の延べ人数】 バイオマスセンター利用者の延べ人数 727 人(令和 5 年度)	環境課
	バイオマス産業都市構想の推進	バイオマス産業都市構想に掲げたプロジェクトを推進し、バイオマスの利活用を通	地域の間伐材・林地残材等を活用した木質バイオマス発電プロジェクトについて、民間事業者において木質バイオマス発電所の運転を開始するなど、バイオマス産業都市構想に掲げるプロジェクトを推進しました。	脱炭素社会推進室

基本施策	取組	事業内容	主な活動	担当課																																			
		して再生可能エネルギーの利用促進を図ります。																																					
③	市内公共交通の充実	自動車による温室効果ガス削減に向けて、環境負荷が少ない交通環境を整えるため、市が実施主体となったコミュニティバスの運行を継続します。また、利用促進に向けた取組を推進します。	公共交通の空白地帯や不便地帯の解消、また、高齢者などの交通弱者の移動手段確保を図るため、甲斐市民バスを運行しています。	経営戦略課																																			
			【甲斐市民バスの利用状況】																																				
			<table><tr><th>路線名</th><th>日数</th><th>便数</th><th>乗車人数</th><th>人/日</th></tr><tr><td>山梨大学医学部附属病院線</td><td>256 日</td><td>3,584 便</td><td>25,144 人</td><td>98.22 人</td></tr><tr><td>竜王～双葉線</td><td>103 日</td><td>412 便</td><td>1,034 人</td><td>10.04 人</td></tr><tr><td>敷島～双葉線</td><td>103 日</td><td>824 便</td><td>1,783 人</td><td>17.31 人</td></tr><tr><td>敷島北部線 (睦沢・清川方面)</td><td>188 日</td><td>752 便</td><td>2,038 人</td><td>10.84 人</td></tr><tr><td>敷島北部線 (清川～敷島仲町)</td><td>222 日</td><td>222 便</td><td>105 人</td><td>0.47 人</td></tr><tr><td>双葉北部線</td><td>103 日</td><td>412 便</td><td>635 人</td><td>6.17 人</td></tr></table>		路線名	日数	便数	乗車人数	人/日	山梨大学医学部附属病院線	256 日	3,584 便	25,144 人	98.22 人	竜王～双葉線	103 日	412 便	1,034 人	10.04 人	敷島～双葉線	103 日	824 便	1,783 人	17.31 人	敷島北部線 (睦沢・清川方面)	188 日	752 便	2,038 人	10.84 人	敷島北部線 (清川～敷島仲町)	222 日	222 便	105 人	0.47 人	双葉北部線	103 日	412 便	635 人	6.17 人
			路線名		日数	便数	乗車人数	人/日																															
			山梨大学医学部附属病院線		256 日	3,584 便	25,144 人	98.22 人																															
			竜王～双葉線		103 日	412 便	1,034 人	10.04 人																															
			敷島～双葉線		103 日	824 便	1,783 人	17.31 人																															
			敷島北部線 (睦沢・清川方面)		188 日	752 便	2,038 人	10.84 人																															
			敷島北部線 (清川～敷島仲町)		222 日	222 便	105 人	0.47 人																															
			双葉北部線		103 日	412 便	635 人	6.17 人																															
【敷島北部線区域による AI オンデマンド交通実証運行】																																							
乗車人数の少ない路線の改善策として、敷島北部線区域において、AI オンデマンド交通の実証運行を行いました。																																							
実施期間：令和 5 年 9 月 1 日～令和 5 年 9 月 30 日（30 日）																																							
運行日：月曜日～日曜日 毎日（土日祝日も運行）																																							
運行時間：午前 7 時～午後 5 時																																							
車両：ワゴン型車両 1 台、セダン型車両 1 台 利用者数：448 人																																							
【竜王・敷島南部・双葉東区域による AI オンデマンド交通実証運行】																																							
公共交通維持のための改善策として、竜王・敷島南部・双葉東区域において、AI オンデマンド交通の実証運行を行いました。																																							

基本施策	取組	事業内容	主な活動	担当課
③			実施期間：令和 5 年 11 月 1 日～令和 5 年 12 月 22 日（52 日） 運行日：月曜日～日曜日 毎日（土日祝日も運行） 運行時間：午前 7 時～午後 5 時 車両：ワゴン型車両（HV） 2 台（7:00～17:00） 5 ドアハッチバック型車両（EV） 3 台（7:00～17:00） 利用者数：1,266 人	
	公共施設への LED 照明の導入推進	市の公共施設の照明設備を調査、把握するとともに節電効果、費用対効果等について検討し、LED 照明への切り替えを推進します。	更新車両として、次世代自動車である電気自動車を、敷島支所・双葉支所分と合わせて 4 台導入しました。（総務課） 各保育園については LED 照明への切り替え済みです。 各児童館については水銀灯を使用している箇所については、切り替えを実施しており令和 7 年度で切り替えが終了予定です。 施設内の照明については、令和 4 年度に個別施設計画を見直し、計画的に LED 照明へ切り替えを実施予定です。（子育て支援課） 竜王北小学校（校舎）、敷島北小学校（校舎）、敷島中学校（校舎）、竜王西小学校（体育館）の照明器具を LED 照明へ取替えました。 令和 6 年度予定：敷島小学校 令和 7 年度予定：双葉西小学校 令和 10 年度予定：竜王南小学校 令和 12 年度予定：竜王西小学校 過年度実績 令和 2 年度：双葉東小学校、玉幡中学校 令和 3 年度：竜王小学校、竜王中学校、双葉中学校 令和 4 年度：竜王東小学校、竜王北中学校（教育総務課） 不具合が生じた既存の非常用照明器具を LED 非常用照明器具へ切り替えました。（双葉支所市民地域課） 敷島総合文化会館エントランス等天井改修工事により敷島総合文化会館のホワイエ等の LED 化を行いました。（生涯学習文化課）	総務課 子育て支援課 教育総務課 双葉支所市民地域課 生涯学習文化課

基本施策	取組	事業内容	主な活動	担当課
③	節電の周知・啓発 【指標16：甲斐市地球温暖化対策実行計画の目標達成率】	甲斐市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、市が率先して節電対策に取り組めます。また、市民、事業者に対して節電の取組を周知・啓発します。	庁舎内の温度設定の適正管理、節電対策を実施しています。 (総務課)(敷島支所市民地域課)(双葉支所市民地域課)	環境課 総務課 敷島支所市民地域課 双葉支所市民地域課
	気候変動の影響に対する適応の推進	気候変動の影響により頻発する自然災害対策や、感染症対策など、気候変動に対する適応策を推進します。	甲斐市内の温室効果ガス排出量削減のための施策を展開するに当たり、その基本方針を定めた「甲斐市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。 (脱炭素社会推進室) 洪水ハザードマップの活用について、防災講演等で周知し、「自助」などに関して防災意識の向上を図りました。 (防災危機管理課)	脱炭素社会推進室 防災危機管理課
	地球温暖化防止に関わる施策の推進	甲斐市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づく取組の推進に加え、新たに市域全体の温室効果ガス削減を見据えた、甲斐市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定に向けて取り組みます。	甲斐市内の温室効果ガス排出量削減のための施策を展開するにあたり、その基本方針を定める重要な計画である「甲斐市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。	脱炭素社会推進室
	脱炭素型都市づくり	都市計画や交通施策において、都市機能の集積や公共交通機関の利便性の向上などにより、関連施策と連携しながら、市域のエネルギー利用の効率化・脱炭素化を図ります。	令和6年3月に甲斐市立地適正化計画を策定しました。今後も、計画の運用を通して都市機能の集積を推進するとともに、公共交通事業との連携を通じて脱炭素型コンパクトシティの形成に向けて取り組みを続けます。	都市計画課

【環境指標一覧】

No.	項目	担当課	実績値	実績値	前期目標
			(令和 2 年度)	(令和 5 年度)	(令和 7 年度)
1	認定農業者数	農林振興課	50 人	48 人	60 人
2	都市農山村交流事業への参加者数	農林振興課	373 人	3,048 人	3,600 人
3	耕作放棄地率	農林振興課	22.3%	22.4%	17.0%
4	平均 B O D 値が 3 mg/L 以下の中小河川の割合	環境課	89.5%	73.7%	93%
5	生活排水クリーン処理率	環境課 上下水道工務課	88.2%	90.8%	95%
6	公害苦情のうち指導改善した割合	環境課	73.1%	87.3%	85%
7	自治会における環境美化活動実施回数	環境課	543 回	577 回	600 回
8	市民一人当たりの都市公園面積	都市計画課	7.2 m ² /人	7.1 m ² /人	7.5 m ² /人
9	環境学習イベント延べ参加人数	環境課	0 人	53 人	250 人
10	ごみのリサイクル率	環境課	16.5%	14.5%	19%
11	一日一人当たりのごみ排出量	環境課	592.6 g	534.6g	570g
12	下水道整備面積	上下水道業務課 上下水道工務課	70.9%	72.7%	74.5%
13	バイオマスセンターへの家庭生ごみ持込延べ人数	環境課	-	425 人	200 人
14	メガソーラー発電所の維持管理に係る立入調査の回数	環境課	2 回	3 回	5 回
15	バイオマスセンター利用者の延べ人数	環境課	605 人	727 人	650 人
16	甲斐市地球温暖化対策実行計画の目標達成率	環境課	10.7%	14.91%	30%